

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則新旧対照表

現 行	改 正 案
(支給決定の変更の申請等) 第5条 (略) 2 (略) 3 町長は、法第24条第2項の規定により職権により支給決定の変更を行ったときは、その旨及び理由を介護給付費・訓練等給付費支給変更決定通知書により当該決定に係る支給決定障害者等(法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)に通知するものとする。 4 (略)	(支給決定の変更の申請等) 第5条 (略) 2 (略) 3 町長は、法第24条第2項の規定により職権により支給決定の変更を行ったときは、その旨及び理由を介護給付費・訓練等給付費支給変更決定通知書により当該決定に係る支給決定障害者等(法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)に通知するものとする。 4 (略)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。